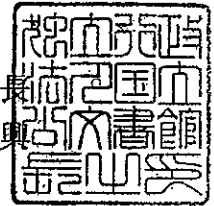




国公文第 236 号
平成 17 年 6 月 16 日

総務大臣
麻生太郎 殿

独立行政法人国立公文書館長
菊池 光 興



市町村合併時における公文書等の保存について（要請）

現在、全国の都道府県において、多くの市町村合併が進められております。これらの合併に際し、過去から伝えられてきた地域の歴史と住民の生活の記録である貴重な公文書等が散逸や安易な廃棄の危機にさらされ、将来の地域づくりの基盤となる情報資源の喪失が懸念されているところであります。このようなことにかんがみ、貴省におかれては、既に平成 14 年 2 月 18 日付けをもって「市町村合併時における公文書等の保存について（総行市第 22 号）」の要請を都道府県に発出しておられます。

しかしながら、当館が、全国公文書館長会議の資料とするため、本年 5 月に、都道府県及び合併市町村等を対象として「合併時の公文書保存に関するアンケート」を行ったところ、別添のとおり、上記要請の趣旨が必ずしも十分には徹底しておらず、合併市町村等における公文書等の保存の取組みが十分でないことが明らかになりました。

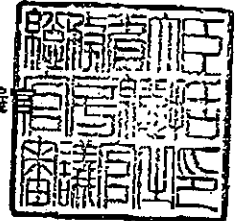
つきましては、市町村合併が最終段階を迎えつつある今日、地域に伝えられてきた貴重な公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、将来に向けて的確な保存が図られるよう、改めて適切な措置を講ぜられることを要請いたします。



総行合第 525 号
平成17年6月24日

各都道府県知事 殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議



市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記の件については、これまでも、「市町村合併時における公文書等の保存について」(平成14年2月18日付け総行市第22号)により通知してきたところではありますが、今般、独立行政法人国立公文書館長から別添のとおり要請があったので、あらためて適切な公文書等の保存、管理に努められるよう、管内の市町村に対する助言方よろしくお願いいたします。

また、併せて、管内の市町村に対し、この要請の内容を周知するようお願いいたします。

なお、公文書館法(昭和62年法律第115号)第3条においては、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すると規定されていることを申し添えます。

合併時の公文書保存に関するアンケート結果概要（抜粋）

I 都道府県・政令指定都市公文書館等（送付 全国47館 回答41館（87%））

1. 合併した（する）旧市町村の公文書等の所在・保存等の状況調査をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 調査した | 7 |
| (2) 今後調査する予定である | 6 |
| (3) 調査しない | 11 |
| (4) その他 | 8 |

2. 合併市町村に、公文書等の保存について何らかの助言等をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 指導助言をした | 20 |
| (2) 今後指導助言する予定である | 2 |
| (3) 指導助言していない | 5 |
| (4) その他 | 5 |

3. 合併した旧市町村の公文書等を貴館で受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。

- | | |
|--------------|----|
| (1) すべて受け入れた | 1 |
| (2) 一部受け入れた | 3 |
| (3) 受け入れていない | 25 |
| (4) その他 | 3 |

II 都道府県文書主管課（送付 47都道府県 回答 38都道府県（81%））

1. 合併する（した）市町村に公文書等の保存について指導助言をされましたか。いずれかに○印をお付けください。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 指導助言をした | 20 |
| (2) 指導助言をしていない | 11 |
| (3) その他 | 7 |

2. 合併した旧市町村の公文書等を管下の公文書館等で受け入れ保存されましたか。いずれかに○印をお付けください。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 受け入れた | 0 |
| (2) 一部受け入れた | 2 |
| (3) 受け入れていない | 35 |
| (4) その他 | 0 |

Ⅲ 合併済市町村 (送付 135市町村 (H11.4.1~17.1.1 に合併済)
回答 110市町村 (81%))

1. 合併時に、旧市町村の公文書 (現用以外の文書) 等は、どのような状況にありますか。いずれかに○印をお付けください。

(1) すべて保存している	53
(2) 一部保存している (一部廃棄した)	56
(3) 廃棄した	0
(4) その他	0

2. 上記1で「すべて (一部) 保存している」と答えられた場合、保存場所はどこですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 現市役所、町村役場内、旧市町村役場 (現支所)	99
(2) 市町村史編纂室	1
(3) 公文書館 (文書館)	3
(4) 図書館	3
(5) 資料館、歴史館等	1
(6) その他	11

3. 公文書館法をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 名前も内容も知っている	30
(2) 名前は聞いたことがある	61
(3) 知らない	19

4. 平成14年2月18日付け総行市第22号で総務省自治行政局市町村課長から各都道府縣市町村合併担当部長あて通知した「市町村合併時における公文書等の保存について (要請)」をご存知ですか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 知っている	61
(2) 知らない	47

5. 公文書館等を設置していない場合、公文書館 (文書館) 等を設置する予定はありますか。いずれかに○印をお付けください。

(1) 予定している	2
(2) 検討している	13
(3) 予定も検討もしていない	88
(4) その他	7

「平成の大合併」余波

地方の公文書

散逸の危機

地域の歴史や住民の生活を中央の文書以上に生々しく残している地方の公文書が、「平成の大合併」などの影響で散逸したり、廃棄されたりする懸念が広がっている。国立公文書館(菊池光興館長)が実施した調査で、すでに廃棄事例が明らかになっ

ており、同館では貴重な記録の保存徹底を全国の市町村に呼びかけている。公文書館法は、公文書の保存や利用に関し、地方自治体に適切な措置を講じる責任があると定めている。地方の公文書には、江戸時代に三宅島に島流しにあった罪人の名簿(東京都公文書館)や、戦時に受け入れた字重疎開の記録(長野県松本市文書館)など、歴史的価値の高い資料も多いからだ。

国立公文書館が保存呼びかけ

このうち、回答を寄せた110自治体のうち約半数の56自治体が合併時に公文書の一部を廃棄していた。廃棄された文書の詳細は調べていないが、このうち自治体は「担当者の判断で廃棄した」と説明しているという。

自治体の保存意識の薄さに危機感を強めた国立公文書館は「合併市町村では合併事務が膨大で、公文書保存まで気が回らないケースもある」と見て、全国公文書館長会議などを通じて市町村に保存を働きかけるよう促している。また、総務省に對しても、「合併市町村で保存の取り組みが十分でない。適切な措置を要請する」とする文書を送付した。同省もこれを受けて、全都道府県に通知を出し、市町村に公文書保存を呼びかけるよう求めている。「平成の大合併」で、市町村数は06年3月末には1822となり、今年度だけでも600近く減ることになる。

市町村消え 史料も消えた...

自治日報

7月22日(金)

平成17年(2005年)

第3281号

週刊・金曜日発行



独立行政法人
国立公文書館長
菊池 光 興

全国で「平成の大合併」が進行し、多くの新しい地方自治体の誕生が伝えられている。公文書行政に携わる責任者として、華やかな新市町村の発足の裏で、地域の歴史と過去の住民生活の記録として伝えられて来た公文書等が合併時に新市町村に的確に引き継がれず、散逸したり、安易に廃棄されたりしていないかと深く懸念しているところである。

国立公文書館長としては、このような状況にかんがみ、本年五月に全国の地方公共団体が設置している四七の公文書館の全館並びに四七都道府県の文書主管課、更に、平成一七年一月迄に合併済みの一三五市町村に対して、合併時の公文書保存に関するアンケート調査を行い、その実態を把握した。その結果、残念ながら多くの場合、合併に際し従来から伝来した公文書等の取扱、引継、保存、整備等の方針や具体的措置について、関係機関や責任者の間で十分な協議や決定が行われていないと言いき難い状況にあることが明

らかになった。また、合併前に市町村が保有して来た公文書等を的確に保存して、今後に伝え、利用していくことが、合併後に誕生する市町村の将来に向けて地域づくりの基盤となる情

合併市町村の公文書保存を

が、全国の都道府県、市区町村のすべてを合わせても四七館に過ぎないことから解るとおり、都道府県立ですら二九館に過ぎず、未だに残り一八館には国立公文書館が設置されていないという現状である。

幸いにも総務省は、この要請の趣旨を理解され、迅速なる措置をもって、六月二十四日付で、大臣官房総括審議官から各都道府県知事に対しこの旨の通知を寄せられ、全国の関係市町村における公文書保存の徹底を期されたのである。

報資源の確保、蓄積なのだという認識が極めて薄いと感じられる結果であった。また、総務省においては、既に平成一四年二月に自治行政局市町村課長から都道府県担当部長に対し、「市町村合併時における公文書等の保存について」の通知を出しているところであるが、この通知についての認知度も、既合併市町村の担当者の場合ですら、約六割にとどまる低調な状況であることも判明した。

この調査結果から浮び上がってきた合併市町村における公文書等の引継ぎの問題に対処するため、国立公文書館においては、去る六月二、三日の両日に沖縄県那覇市で開催した「都道府県・政令指定都市等公文書館長会議」にこの概要を示すと同時に、都道府県の公文書館等が知事部局の文書主管課等と緊密な連携を取りつつ合併市町村等の担当部課に対し指導助言、更に必要な場合には対象文書等の保存場所の確保等の協力を進めようとするべく要請したところである。

昭和三二年、当時の若上二郎参議院議員の御尽力により制定された「公文書館法」の第三条には「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と規定されており、すべての地方公共団体において、

いは、公文書館を設置しているか否かを問わず、当該地方公共団体の公文書等の適切な保存利用の責務を負うこととなっている。そこで、公文書館を設置していない大部分の地方公共団体への働き掛けを行うためにも、六月一六日、私は麻生太郎総務大臣に対し、「市町村合併時における公文書等の保存について」という要請書を提出し、「地域に伝えられてきた貴重な公文書等の散逸や安易な廃棄を防止し、将来に向けて的確な保存が図られるよう、改めて適切な措置を講ぜられること」を求めたところである。